

【1】いじめ防止について基本的な考え方

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の関係にある他の児童生徒が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう、と定義している。

（いじめ防止対策推進法 第2条より）

【2】本校の基本方針のポイント

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。しかし、その成長の過程において、どの生徒もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考え方を基にいじめの撲滅を目指し、教職員が日ごろから些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応を行う。

上記の考え方を基に、本校では「大阪市立平野中学校いじめ防止基本方針」を制定し取り組んでいく。いじめの未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見、早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① 学校及び教職員の責務

生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に対応し、さらにその再発防止に努める。

② 未然防止のための取り組み

生徒一人ひとりが大切にされているという実感を持たせ、いじめを絶対に許さない学校の雰囲気を作るため、道徳教育・人権教育の充実を図る。

③ 早期発見・早期解決のための取り組み

学校生活における小さな予兆を見逃さないよう努め、定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、電話相談窓口等を周知する。また、生徒がいじめについて相談しやすい体制の充実を図り、保護者や地域との連携をすすめ、いじめの早期発見に努める。

いじめの発見・通報を受けた場合には、当該生徒の安全を最優先に考え組織的に対応し、教育的配慮の下毅然とした態度で加害生徒を指導する。

【3】いじめの未然防止についての取組

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について(学力向上アクションプランをもとに)

- ① 学校は学びの場であることの意識を高め、学習規律・授業規律を確立する。
- ② 全教員の研究授業を実施し、教員相互で指導力の向上を図り、計画的に校内研修を実施する。
- ③ TTや習熟度別少人数授業など学習形態を工夫し、生徒の学習の理解の深化と基礎学力の定着を図る。

## (2) 自己肯定感を高める取組

- ① 生徒会活動や各種委員会において、生徒が様々な学校行事に主体的に取り組めるよう支援する。
  - ② 職場体験学習や地域との防災訓練等を通して、生徒と教職員・保護者・地域とのつながりを深め、それぞれの立場の温かい思いに気づくことができるよう取り組みを進める。
- ## (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 道徳の授業で、思いやりの心や自他ともに認め合うことのできる豊かな心を育む。
  - ② 性教育や防災教育、薬物乱用防止教室等の学習を通して、命の大切さや互いに思いやることの大切さを実感させる。
  - ③ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、インターネット上で加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。

## 【4】いじめの早期発見についての取組

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 教職員と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係の構築に努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ② 小さな予兆を見逃さないようにするため、学期に1回のアンケート調査や教育相談の結果を活用し、生徒観察の充実と正確な情報を把握する。
- ③ 生徒に気になる変化や疑いのある行動があった場合は、主任会、生活指導部会、職員会議で情報を共有する。
- ④ 必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等とも連携を取り、組織的な対応ができるよう努める。

## 【5】いじめの早期解決についての取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめと思われる事案を発見または通報を受けたら、速やかに学年主任、生徒指導主事、管理職に報告する。学年またはいじめ対策委員会において、指導体制・指導方針を明確にし、関係生徒並びに周囲の生徒から事情を聞き取り、事実の確認を行う。教職員で情報を共有し、指導方針に基づいて生徒・保護者に対応し、大阪市教育員会事務局や関係諸機関とも連携を図る。
- ② 被害生徒の不安を取り除き守り通すという姿勢で対応し、加害生徒には 教育的配慮のもと、被害生徒の気持ちをきちんと認識できるまで指導する。それぞれの保護者には、事実関係や双方の生徒の気持ちを伝え、必要な支援や助言を行う。併せて対応の経過報告を継続して行う。
- ③ 当該生徒のプライバシーに留意しながら、いじめが起きた集団への働きかけを学級・学年・学校の問題として生徒が考えられる場を設定し再発防止に努める。
- ④ いじめ事案が犯罪として取り扱われるものと認められた場合は、警察署と連携し今後の対応を検討する。
- ⑤ インターネット上のいじめ事案の対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 【6】いじめ問題に取り組むための校内組織

### ① いじめ防止対策委員会

- ・ 2週に1回の主任会で生徒の情報交換、いじめアンケートや教育相談後に開催
- ・ 各学期末に開催し、学期ごとの総括
- ・ 校長を委員長とし、教頭・生徒指導主事・学年主任、人権教育主担、特別支援コーディネーター、養護教諭（ケースによってはスクールカウンセラーや担任等も加える）
- ・ いじめが疑われる事案に関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・ いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないように組織として対応する。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を招集し、迅速な情報の共有、関係生徒への聞き取り、指導体制や指導方針の決定を行う。

### ② 年間計画

- ・ 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月、12月、3月）
- ・ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年3回（4月、9月、1月）
- ・ 生徒対象「学校生活・いじめアンケート」調査 毎月末
- ・ 保護者対象学校教育アンケート調査 年2回（7月、12月）
- ・ 生活指導研修会、人権教育研修会 各年1回
- ・ 「いじめについて考える日」に生徒会による校内放送やポスター等でのいじめ防止の啓発活動

### ③ 保護者や関係諸機関との連携

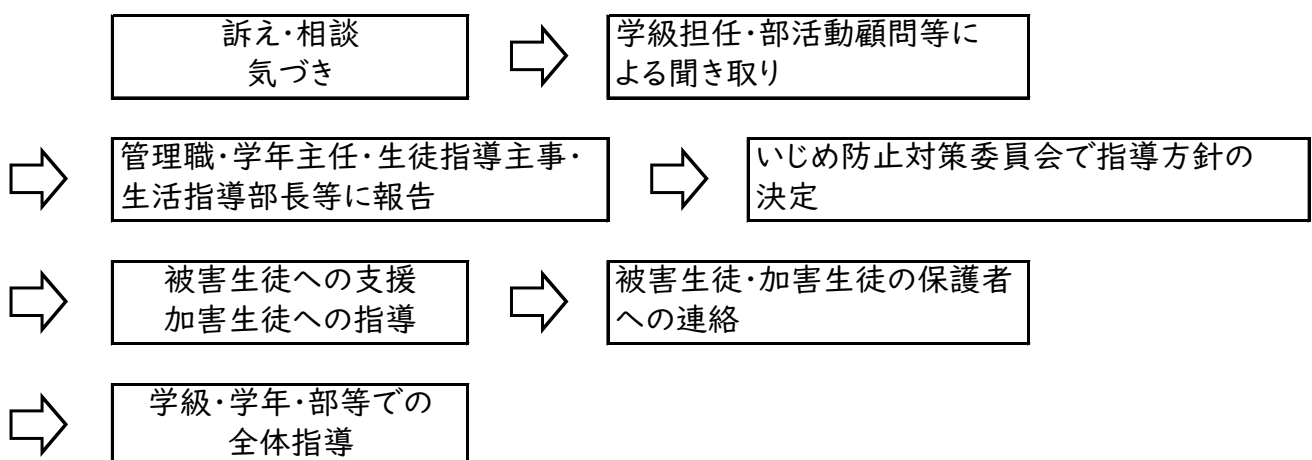
- ・ ホームページや学校通信、学年通信、学級通信を通して情報発信と啓発を行う。
- ・ 保護者、地域、関係諸機関と連携を密にし、情報共有、支援体制の構築を図る。
- ・ 地域、関係諸機関と連携したケース会議を開催する。
- ・ 事案が発生した時は、学校協議会、PTA役員会の協力を得て、協力体制を構築してもらう。

### ④ 取り組み内容の検証・見直し

- ・ 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルを活用して検証し、「運営に関する計画」の進捗状況の評価や最終評価においても関係する努力目標について検証する。
- ・ いじめに関する調査や保護者への学校教育アンケートを実施し、「いじめ防止対策委員会」でいじめに関する取り組みの検証を行う。

## 【7】いじめ事案の対処と重大事案について

### (1) いじめ発見の際の流れ



(2) 重大事態について

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、具体的には生徒が自殺を企図、身体に重大な傷害を負った、金品等に重大な被害を被った、精神性の疾患を発症した場合等
- ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合  
\*速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

その際に、

- ① 学校の対応は隠蔽しない・誠意ある対応・窓口（管理職）の一本化で進める。プライバシーへの配慮のうえ、断片的な情報で誤解をあたえたりすることがないように留意する。
- ② いじめ防止対策委員会が中心となって事実関係を明確化する。
- ③ 被害生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- ④ 教育委員会へ報告をする。